

三沢市医療的ケア児コーディネーター事業実施要綱

(令和4年3月22日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、医療的ケア児がその心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、地域における必要な相談体制の整備を図るため、三沢市障害者地域生活支援事業等に関する規則（平成18年三沢市規則第51号）第3条第3項に規定する医療的ケア児等総合支援事業として実施する三沢市医療的ケア児コーディネーター事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療的ケア」及び「医療的ケア児」とは、法第2条第1項及び第2項の定めるところによる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、市長が支援を必要と認めた医療的ケア児及びその家族であって、医療的ケア児又はその保護者が三沢市に居住地を有するものとする。

(事業内容)

第4条 この事業において、三沢市（以下「市」という。）は、医療的ケア児及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の医療的ケア児の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療的ケア児コーディネーターを配置し、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、前項における医療的ケア児及びその家族その他の関係者に対する支援の実施に関して、三沢市基幹相談支援センターにおいて医療的ケア児コーディネーターの活動に係る連絡調整、助言及び支援を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）との緊密な連携の下、必要な相談体制を整備するものとする。

(業務内容)

第5条 前条の規定により医療的ケア児コーディネーター及び三沢市基幹相談支援センターが行う業務は、それぞれ次に掲げる業務とする。

(1) 医療的ケア児コーディネーターの業務

ア 市又は三沢市基幹相談支援センターからの依頼を受け、医療的ケア児とその家族その他の関係者を訪問し、次に掲げる場面及び内容に応じて必要な情報の提供、助言及び関係機関等への紹介等を行うものとする。

- (ア) 病院からの退院時における支援
- (イ) 福祉サービスの利用に関する支援
- (ウ) 障害や病状の理解に関する支援
- (エ) 健康・医療に関する支援
- (オ) 保育・教育に関する支援
- (カ) その他福祉に関する支援

イ 業務の実施にあたっては、市、三沢市基幹相談支援センター及び関係機関等との連携を図るとともに、対応した内容を記録し、市及び三沢市基幹相談支援センターに報告するものとする。

ウ 市、三沢市基幹相談支援センター及び関係機関等による次に掲げる会議等に参加し、担当する医療的ケア児とその家族の状態や課題等に係る情報を共有し、医療的ケア児の支援に係る地域の課題等について意見交換等を行うものとする。

- (ア) 医療的ケア児に係る情報交換及び症例検討会議
- (イ) 医療的ケア児に係る関係機関等による協議の場

(2) 三沢市基幹相談支援センターの業務

ア 医療的ケア児コーディネーターの活動及び地域における相談体制の整備に係る次の業務を行うものとする。

- (ア) 医療的ケア児とその家族その他関係者又は関係機関等からの新規相談の受付
- (イ) 相談内容に基づく医療的ケア児コーディネーターの派遣の調整及び依頼
- (ウ) 医療的ケア児コーディネーター間の連絡調整及び連携促進、専門的な助言等による支援
- (エ) 医療的ケア児に係る情報交換及び症例検討会議の開催
- (オ) 医療的ケア児に係る関係機関等による協議の場への出席
- (カ) 専門的知識を必要とする困難事例等への対応

(キ) 関係機関等に対する指導・助言等による支援

(ク) その他医療的ケア児への支援に係る問い合わせ及び苦情への対応

イ 業務の実施にあたっては、市及び関係機関等との連携を図るとともに、業務の実施状況について市に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 この事業を利用する対象者（以下「利用者」という。）が負担する利用料は、無料とする。

(委託等)

第7条 市長は、事業の効率的な運営を図るため、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施できると認めた法人その他団体に委託することができる。

2 前項の規定による事業の受託者及びその従事者は、事業を行うにあたっては、利用者の人権を尊重し、その身上に関する個人情報を漏洩してはならない。事業の受託を終了した後も、また同様とする。

3 受託者は、市長が指示するところにより、事業の実施状況を報告しなければならない。

(台帳等の整備)

第8条 市長は、支援を必要と認めた医療的ケア児又はその保護者の同意を得て、医療的ケア児及びその家族の氏名、住所、生活状況、必要な医療的ケアの種類、支援に携わる関係機関等の情報を登録した三沢市医療的ケア児コーディネーター事業利用者台帳（別記様式）を整備し、適切に管理しなければならない。

2 受託者は、受託したコーディネーター業務の実施状況を明らかにできる書類のほか、事業の経理に関する必要な書類を整備し、業務を実施した日の属する年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(情報の提供等)

第9条 市長は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、医療的ケア児又はその保護者の同意を得て、医療的ケア児及びその家族に対する支援に資する情報を関係機関等へ提供し、共有することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。